

オーストラリアの年金制度

——制度の構造と維持可能性——

鈴木 英 夫

1. はじめに

一人の女性が生涯に何人の子供を産むかを示す数字に、合計特殊出生率がある。合計特殊出生率(fertility rate)が継続的に2.0以下ならば、その社会は移民を受け入れ続けるのでもない限り人口を維持していくことができない。人口は減少していくことになり、遅かれ早かれ少子高齢化が進むことになる。アメリカを除きほとんどの先進国において合計特殊出生率は2.0を明らかに下回っている。図1のグラフは、いくつかの国について合計特殊出生率を時系列的に示したものである。

合計特殊出生率がより1に近い国や社会(日本、韓国、ドイツ、スペイン、イタリア、香港、台湾など)、率がより2に近い国(スウェーデン、デンマーク、フランス、イギリス、オーストラリアなど)があるが、前者においては急速に、後者においては徐々に高齢化社会が始まっているかあるいは進行中である。(特にオーストラリアの合計特殊出生率のグラフは、別に図2に提示した。)

高齢化が現実のことになりつつある諸国で、これをいかに迎えるかは緊急の課題になっている。高齢者の生活を支えるために金銭面、介護、精神面などにかんし、いかに社会と高齢者自身がさまざまな制度をつくり、維持、改善していくかという課題は21世紀の前半世紀の最大の社会問題であろう。先進国はアメリカも含め、全てこの問題に直面しており、そこから逃れることはできない。この問題は実に多種多様な側面を持つが、その側面の中でも年金制度は高齢

化社会問題の最重要課題ともいえる。年金制度を確立させずに、高齢化社会の制度は成り立たないからである。

年金制度はそれぞれの国によって内容が異なる。それぞれの社会がたどってきた歴史、社会の習慣、社会の中の人々の価値観や人生観が異なるからであり、それらが年金制度のあり方を決定しているからである。年金制度を見る場合、その制度がどのくらい金銭的に維持可能な制度であるのか、社会の変化に直面してもどの程度に継続性を保証できるかという視点はきわめて重要である。日本でもある種の年金制度は戦前から存在したといえるが、1961年に国民年金制度が発足して以来たびたび制度改正を加えられた。直近では04年に大規模改正を行った上で現在(2007年)の形の年金制度になっているが、04年度改正を経た後、日本の年金制度は金銭的な意味での継続維持可能性が大きく改善したと評価されている。(しかし、継続維持性は以前よりも高められたとはいえ、年金と現役世代の所得との比は、長期的な特殊合計出生率が低くなるほど低くなることが明らかであり、この意味では少子化高齢化=合計特殊出生率の長期的低下は、将来の年金制度に対する不安の根拠になっている。)

金銭的な意味での制度の維持可能性に加え、年金制度が社会の多くの人々が持つ価値観、あるいは常識の観点から見て、どの程度「公平」に設計されているかという点もきわめて重要な視点である。価値観や常識を性格に定義することはほぼ不可能であるが、社会の多くに人々には暗黙のうちにこれは常識、これは常識外とい

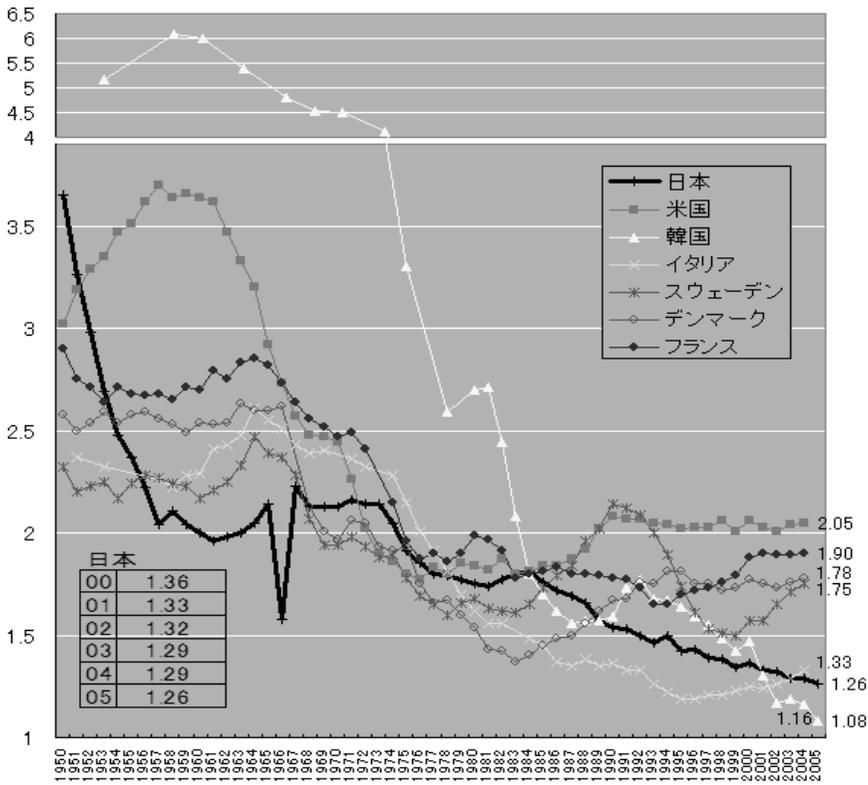


図1 合計特殊出生率の推移（日本及び諸外国）

（注）合計特殊出生率は女性の年齢別出生率を合計した値。日本確報値，韓国暫定値。

（資料）厚生労働省「平成13年度人口動態統計特殊報告」「人口動態統計」，国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2006」，Korea National Statistics Office

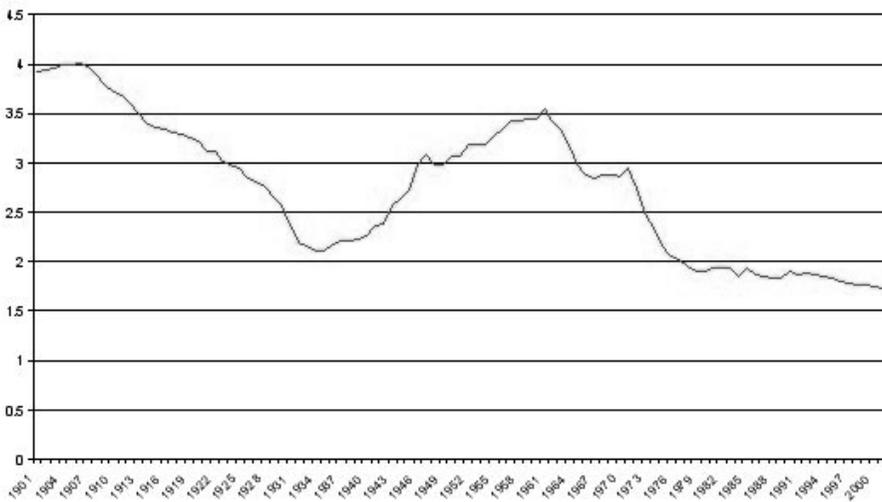


図2 Total Fertility Rate

う基準があると考えられ、もし制度の構造が人々の暗黙知としての常識から言って「不公平」なものならば、それは多くに人々の反対にあって維持できなくなる。年金制度は金銭的な維持可能性と、公平性を体現していなければならないものである。

世界の国々には、さまざまな形の年金制度がある。ここではオーストラリアの年金制度を紹介し、その維持可能性と公平性の問題を考慮する。オーストラリアの年金制度のことについては、日本においては限られた人々にしか知られていないと思える。率直に言って、オーストラリアの年金制度は維持継続の可能性の観点からいえば、日本の年金制度よりも可能性は高いと判断される。公平性の観点から言っても、決して日本のそれに劣らないであろう。以下の第2節では現行のオーストラリア年金制度の概略を説明し、第3節ではその制度が現在のような形をとるにいたった歴史的な過程を述べる。

この段階で以下の議論について次のことをお断りしておく。シドニーにあるニューサウスウェールズ大学ビジネス学部のヘイゼル・ベイトマン教授は、オーストラリア年金制度についての第一人者にあげられる専門家であるが、特に以下の第2節、第3節においては、彼女がオーストラリア政府の Department of Family and Community Services における講演用に用意した講義録、“Retirement Incomes in Australia” August 2004、および彼女との質疑応答（06年8月）を参考にさせていただいた。事柄の解釈の責任は、もちろん筆者にある。

2. オーストラリア年金制度の概略

オーストラリア人たちがリタイアした後の生活を支える柱としては、基本的に Age Pension, Superannuation Guarantee, Voluntary Superannuation の3本がある。これらの柱に対

する確定した日本語訳があるのか否か定かでないが、それらはそれぞれの内容から言って、一般財源でまかなう老齢基礎年金、雇用主支払い掛け金による報酬比例年金、個人任意加入年金とでも訳すべき年金である。以下においては、それぞれペンション、スーパー G、任意年金とよぶことにしよう。ペンションは、オーストラリアに住み、つまり resident であり、年金年齢（後述）に達したオーストラリア人ならば誰でも受け取る権利がある。スーパー G は、雇い主にとっては掛け金支払いが強制された義務であるが、フルタイム雇用者のほとんど、パートタイム雇用者でも大多数がこれに加入している。任意年金は、文字通り加入非加入が任意であるが、これに加入している雇用者はフルタイム雇用者の 1/3 ほどであろうとされている。

オーストラリアにおいて年金制度を統括するところは Department of Human Service のなかにある Centrelink という部署である。これは日本における社会保険庁に対応するものといえる。もちろん公的任務の内容の詳細は異なる。以下、オーストラリアの制度に関する情報は、Centrelink のホームページ <http://www.centrelink.gov.au> を参考にした。

2.1 ペンション

ペンションは日本の国民年金や、厚生年金、共済年金の基礎部分と類似の年金である。違いはいくつかあるが、まず、ペンションは全額が政府の一般税財源でまかなわれていることが上げられる。日本においては、国民年金や基礎部分は 09 年以降年金掛け金の 1/2 が国庫負担となる（それまでは 1/3 が国庫負担）が、オーストラリアの場合、全額が国庫負担である。ペンションのため特別に保険料を払う必要はない。日本のように、国民年金に加入義務のある人たちのうち、約 37% の人々が保険料を払っていない（04 年度の数字 出所は日経新聞 05 年 6

月4日)ので給付財源にイエロー信号がともるという事態は、オーストラリアでは起きない。

07年現在、男性は65歳から給付を受けることができ、女性は62.5歳から給付が開始される。1995年まで女性は60歳からの給付ということになっていた。それ以後徐々に給付開始年齢が上昇して、現在62.5歳。これは2014年までに女性のペンション給付開始年齢が65歳になる。オーストラリアでは、一般的な労働者の賃金も年金などの支払いも通常2週間に一度支払われる。07年1月現在、単身高齢者が年金を受ける場合、2週間あたり512.10豪ドル。つまり、年額は13,314.6豪ドルということになる。老齢夫婦の両方が同時に受け取っている場合、夫婦合計では2週間あたり427.70豪ドル×2=855.4豪ドルとなり、年額は22,2409.4豪ドル。単純に単身高齢者の2倍ではない。07年現在のルールでは、これらの給付額は消費者物価指数変化率、男性平均賃金上昇率のいずれか高いほうの率で毎年スライドすることになっている。

上に挙げた数値は満額である。日本の場合、国民年金や厚生年金、共済年金の基礎部分は、加入期間の長さによって給付額が異なってくるが、オーストラリアの場合、給付額は基本的に権利保持者全員に対して同じである。たとえば、オーストラリアで生まれ、65歳になった人のペンション年金額と、50歳でオーストラリアに移民してきて永住権をとり、65歳になった人のペンション年金額は同一になっている。

但し老齢に達した段階で、さまざまな形の所得があったり、いろいろな資産を持っている富裕層の人たちに対しては、あるルールに従ってペンション年金給付額が少しずつ減額されていく。彼らがペンション以外にどれだけの所得を得ているか、自宅以外にどれだけの価値の資産を所有しているか、それらがある上限を超えるか否かを判定することを所得や資産のミーンズ

テスト (means test) というが、フローとしての所得とストックとしての財産の両方に対してミーンズテストがある。07年の段階でのミーンズテストの内容をそれぞれ説明すると、

〈所得ミーンズテスト〉

- ・単身高齢者の場合、ペンション年金以外の所得が2週間当たり128ドルまでは年金減額なし。128ドルを超える1ドルごとに0.40ドル(40セント)ペンションを減額する。
- ・老齢者夫婦の場合、ペンション以外の所得が2週間当たり228ドルまでは年金減額なし。228ドルを超える1ドルごとに0.40ドル減額。

〈資産ミーンズテスト〉

- ・単身高齢者で自宅を所有している場合、自宅以外の資産が161,500豪ドルまでは年金減額なし。161,500豪ドルを1000ドル超えるごとに年金を2週間当たり3ドルずつ減額する。
- ・単身高齢者で自宅を所有しない場合、自宅以外の資産278,500豪ドルまでは年金減額なし。278,500豪ドルを1000ドル超えるごとに年金は2週間当たり3ドルずつ減額。
- ・老齢者夫婦で自宅を所有している場合、自宅以外の資産が229,000豪ドルまでは年金減額なし。229,000豪ドルを1000ドル超えるごとに年金は2週間に付き3ドルずつ減額。
- ・老齢者夫婦で自宅を所有していない場合、自宅以外の資産が346,000豪ドルまでは年金減額なし。346,000豪ドルを1000ドル超えるごとに2週間当たり3ドル減額。

上記の資産価値額は、毎年消費者物価指数でスライドさせることになっている。

たとえば、ある単身高齢者がペンション以外に年間10,000豪ドルの追加的所得があったと

しよう。これは年金減額の対象になる。追加的所得のうち上限の 64 ドル×52 週 = 3328 ドルを超えるのは、6672 ドルであるから、6672 ドル×0.40 = 2668 ドルだけペンションから減額される。もし追加的所得が年間 3000 ドルであったならば、これは 3328 ドルの上限に達していないのでペンションは減額されない。

あるいは、ある高齢者夫婦が自宅のほかに預金を 150,000 ドル、さらに 250,000 ドルと評価される別荘を持っていたとする。これも年金減額の対象となる。減額されない上限は 229,000 ドルであるから、この夫婦の自宅以外の資産合計 400,000 ドルのうち、減額の計算対象になるのは 171,000 ドルであり、1000 ドルについて 1.5 ドルの減額だから、減額値は 171×1.5 ドル = 256.5 ドルとなる。

高齢者によっては、所得ミーンズテストによる年金減額と資産ミーンズテストによる減額の両方が当てはまってしまう人々がいる。このような場合、2つの減額値のうち大きなほうを当てはめて年金を減額する。2つの数値を合計することはしない。もちろんのことであるが、オーストラリアでは、年金受給者たちの所得や資産も正確に捕捉されなければならない。捕捉することが年金財政維持の基礎となっている。

2.2 スーパー G（雇用主支払い掛け金による報酬比例年金）

オーストラリアのスーパー G は、日本の制度には正確に対応するものがない。厚生年金や共済年金の報酬比例部分は、ある程度スーパーアニュエーションと類似するところがあるが、やはり本質的に異なるものである。むしろ、アメリカの 401K という私的年金制度に良く似た制度であり、これを雇用主の義務として導入しているといえるだろう。アメリカの場合、401K に加入するか否かは、個人の選択の問題であるが、オーストラリアでは、もし雇用主がスーパー

G への拠出を怠ると、スーパーアニュエーション G チャージという罰金の性格を持つお金を支払わされることになる。政府が雇用主に義務付ける強制的な制度であるという意味で、アメリカの 401K とは異なるものである。

オーストラリアの雇用主は、18 歳～70 歳までの被雇用者で、月あたりの賃金が 450 ドル（06 年現在）を超える労働者に対して、彼（彼女）の賃金の 9% をスーパー G の掛け金として拠出しなければならない。これには税金はかからない。前述の罰金、スーパーアニュエーション G チャージを支払わなければならなくなった場合、雇用主は支払うべきだった金額を取り立てられるほかに、その金額に税金を支払わされ、処理の手数料、払わずに過ぎた期間の利子費用などが追加的に課せられることになる。つまり、雇用主が拠出を怠ることは自分に不利な状況を作り出してしまっている。

自営業主にはスーパー G はないが、自営業主がスーパー G のような年金制度に入りたいという場合、自主的に積み立てることになり、この積立金に対してはスーパー G と同様の免税措置がとられ、不利にならないようになっている。

労働者たちは一人ひとりが自分のスーパー G 口座を持っており、その口座はその労働者個人のものであり、彼（彼女）が転職した場合でも転職先にそれを持ち込み、新しい雇用主が彼の賃金の 9% を口座に振り込み続けるのである。つまり、ポータブルな口座である。

口座に入っている資金は、どこにどのように管理、運用されているのだろうか。ここが日本の厚生年金や共済年金と異なるところであり、逆に 401K などと類似するところである。個人は自分の口座資金を預けるスーパー G ファンドを直接、あるいは間接的に選ぶのである。直接というのは、自分が資金運用専門のファンドを選んで、そこに直接お金を流してもらっても

良いし、あるいは企業が組織する中継的なファンドにお金を流し、その中継的なファンドが資金運用専門のファンドに運用をゆだねるという間接的な形をとることもある。オーストラリアには、各種の金融機関などが運営する数多くの年金ファンドつまり、スーパーGファンドがある。たとえば、各銀行傘下（保険会社なども）には年金ファンドがあって、これが個人のスーパージ口座から資金を受け取り、それをさまざまな形で運用しているのである。株式市場、定期預金、債券市場、REIT、為替市場など。口座所有者たる労働者たちは、自分が選んだファンドに資金を預けることになる。もちろん、それぞれのファンドの運用成績は常に異なるわけで、成績の良いファンドに預けた人は、後々スーパーGからの年金を受け取るとき、より多くを受け取ることになる。逆は逆であり、ファンドが運用に失敗した場合、大幅な元本割れすら起こりうる。運用に対するリスクは、個人が引き受けさせられているのだ。自分の老後をおこのスーパーG年金に（も）頼ろうとするからには、個人はファンドの運用成績に敏感である。ファンドは常に情報を詳しく公開して、口座保有の個人に状況を知らせなければならない。アメリカの401Kの制度もこれらの面では同じである。

日本の厚生年金や共済年金の報酬比例部分（いわゆる二階部分）の場合、受給開始後にいくら受け取ることになるのかは、あらかじめ定められた計算式で金額が算出されている。個人の年金受給額は決定されているという確定給付型である。そこにはオーストラリアのスーパージのような意味でのリスクや不確定要素は入って来ようがない。日本の年金支払いは政府の約束であり、政府が責任を持っている。それに対し、オーストラリアの政府は、この部分の責任を負わないのである。

ところでこう聞くと、そんな馬鹿な、元本が

全部なくなってしまったらどうするのか……とパニックに陥るかもしれない。しかし、そうってしまった場合でも、オーストラリア政府はペンション年金というセーフティ・ネットを用意している。従って、元本がなくなった場合、高齢者は前述のペンションを受け取って生活することができる。彼が完全に所得をなくしてしまうということはありません。

次に、スーパーG口座に賃金の9%を積み立ててもらっていた労働者が退職して年金を受け取るときのことである。労働者は、55歳までスーパーG口座の残高を引き出すことはできない。オーストラリア人たちがリタイアする場合、最も若い年齢は通常スーパーGの支払い開始年齢の55歳ということになる。この年齢下限は現在55歳であるが、2025年に60歳になるよう段階的に引き上げられていくことになっている。

退職に際してはスーパーG口座の残高をどうするかを選択があるが、これは個人の退職者の都合により3つの選択肢から選ぶことができる。(1)一括払いで一度に受け取る、(2)生命保険会社に預けなおしてそこから一定期間あるいは生涯をつうじて定額あるいは指標変動金額を受け取る、(3)資産運用機関で年金を引き受けるもの（多数ある）を選んで預けなおし運用してもらって一定期間にわたり（運用成績によって変動することが前提の）給付を受けるが、その給付には上限と下限がある。これら3つが基本的な選択肢であるが、たとえば(1)と(2)の組み合わせ、つまり、残高の一部はドンとカタマリで受け取り、残りを生涯定額の所得の流れとして受け取るなどということも勿論可能である。一つ一つの具体的な運用、給付戦略となると、非常にバラエティに富んでいる。これらの選択肢があるということ、しかも退職者は自らの責任において（リスクを覚悟しながら）選択を行わなければならないということなどは日本の国民

年金や厚生年金とは完全に異なるところで、年金生活を迎えるに当たってオーストラリアの新規退職者は選択の自由を持つと同時に、自己責任を負わされているということになる。

最近までの傾向としては、退職者はスーパー G 口座から一括払いで受け取ることが大多数のようである。直近の資料は残念ながら入手できていないが、2000年のオーストラリア統計局の資料によると、退職者の66%は完全な一括払いでスーパー G 口座の残高を受け取ったという。所得の流れとして受け取るのが(2)と(3)であるが、一括支払分を全く受けなかったのは新規退職者の13%のみであった。

3. オーストラリア年金制度の歴史：その概略

オーストラリアの老齢基礎年金制度（つまりこの論文で言うペンション）は、1909年に始まった。財源は一般税収であり、老齢者に対するセーフティ・ネットとして開始されたものである。開始当初から所得ミーンズテストが課せられ、老齢者にペンション以外の収入がある場合、その収入がある上限を超えると、超えた1ポンドに対してペンションが1ポンド減らされるということになっていた。その当時、オーストラリアはドルではなくポンドを貨幣単位としていたのである。資産ミーンズテストもあり、資産価値額がある上限を超えると、越えた分10ポンド当たり年金を1ポンド減らされたのだった。最初は自宅の資産価値額も考慮に入れられており、豪邸に住んでいる老齢者のペンションは減額された。1912年にいくらなんでも自宅の評価額を年金減額の根拠にするのは……ということで、自宅は資産ミーンズテストから除外され、以後現在まで除外されたままになっている。いかなる大豪邸に住んでいても、自宅である限りは年金減額の根拠にならない。

その後、所得および資産ミーンズテストは何度か修正を受け、1975年になると、70歳以上の人々に対しては所得ミーンズテストを廃止し、76年には資産ミーンズテストも廃止された。

（70年代は72年と75年に政権交代があり、与野党が投票者にアピールしようとして、年金に対する「気前の良さ」を競ったものと思われる。）しかし、気前の良さもここまでで、徐々に気前の良さが撤回され、80年代半ばには所得および資産ミーンズテストが再導入されていった。

スーパーアニュエーション（ペンションとは異なる年金）の方はどうだったのだろうか。個人が何らかの金融機関にお金を預けて、老後に一定の所得の流れ、あるいは一括払いを受け取るということは、私的にはもちろん行なわれていた。1914年には、このような老後のためのスーパーアニュエーション用に金融機関に資金を預ける場合、その資金に対する減税措置が導入された。1922年には連邦政府の役人を対象としたスーパーアニュエーションが導入された。第二次大戦後、公務員全般にスーパーアニュエーション制度が広まった。しかし、政府部門以外においては、スーパーアニュエーションの導入はまちまちで、1980年代半ばになっても私企業部門の雇用労働者の中ではスーパーアニュエーションに加入している人々の割合は50%以下、特に女性労働力ではフルタイムの人々の間でも25%程度だったという。

この事情が大きく変わり始めたのは1986年だったが、そこに至るまでの経過に若干触れておく。オーストラリアにおいては、基本的な賃金水準は労働組合の全国組織であるACTUと経営者団体とが労働関係法廷（そして大きな影の力として時の政府）を介させた交渉で決定される伝統があった。83年に政権の座についた労働党政府は、インフレを抑え、産業の構造改革を行うという歴史的な課題に直面していた。そこで政府はACTUとの間にACCORD

とよばれる協定を結び、労働者側の賃金抑制と生産性向上への協力を引き出す代わりに、実質賃金の保持と生産性向上の果実を賃金に反映させることなどに努めることになった。経営者団体は、ACCORDの正式メンバーにはならなかったが、事実上はその合意内容を受け入れていった。ACCORDは労働党政権の継続期間を通じて何度か改定されたが、その第2回目の合意、86年のACCORD IIにおいて、86年度の賃金上昇率を6%とすること、ただし、そのうちの半分3%は賃金上昇として労働者の給料に振り込むが、あとの3%は直接労働者に手渡すのではなく、労働者にスーパーアニュエーションの個人口座を設けさせ、そこに支払うようにすることが決まったのであった。オーストラリアの労働者たちは、それまでスーパーに入っていなかった人々の多くも、これを機会にスーパーアニュエーション制度に加入することになった。それまでスーパーアニュエーションに参加していた人々は、公務員や私企業部門の中堅層以上が多かったが、86年を境として私企業部門の広範な労働力、パートタイマーや臨時雇い労働者たちにまで参加者が広まっていった。それ以前、スーパーアニュエーション参加は労働者たちの40%程度だったが、ACCORD II以降は79%に跳ね上がったという。また、これ以降女性労働者のスーパー参加が格段に進んだ(ベイトマン教授)。

その後1991年に、スーパーアニュエーションのシステムが大きく前進する。この年にオーストラリア議会は、雇用主が雇用者のために雇用者が政府公認のスーパーアニュエーションファンドに持つスーパーアニュエーション口座に掛け金として賃金の9%を払い込まなければならないという法律を成立させた。実施は92年7月1日からと定められた。これが現在のスーパーアニュエーションギャランティー(スーパーG)の出発である。この制度により、

オーストラリアの労働者のほとんど(フルタイムもパートタイムも含めて)全てが基礎年金であるペンションと、報酬比例的なスーパーアニュエーションの2つによって老後を守られるようになった。その意味で、91年、92年という年はオーストラリアの年金社会保障制度にとって歴史的な転換点になったのである。

4. スーパーG制度がオーストラリア経済にもたらすもの

現在(2007年)から15年前に成立したスーパーGは、オーストラリア経済に対してミクロ、マクロ双方で深い影響を及ぼすものになりつつある。それは政府対個人の関係を変化させるだけでなく、個々人の経済に対する感覚をいやおうなく鋭くし、個人に自己責任の意識を持たせ(押し付けというべきか)、しかもオーストラリアの金融市場における国内資金供給パイプを格段に太くし、市場における年金ファンドの影響力を巨大化させようとしている。

オーストラリアの国民は、老齢になってから所得を得る道を失った場合、ペンションというセーフティネットが用意されている。しかし、日本における国民年金給付額と同じように、ペンションだけに頼った場合の老後は金銭的に余裕のないものとならざるを得ない。(もっともペンション受給者には電話代、住居の賃貸料、交通費などについて日本の年金受給者よりも手厚くきめ細かな補助がある。)

そこで老後はスーパーG口座からいろいろな形(一括払い、定額支払い、それらの組み合わせなど)の支払いでペンション以上の所得を得て生活をまかなうことになる。スーパーG口座の管理は、根本のところ個人責任である。口座のあるファンドが運用に失敗すれば、それは口座保有者の資産減額として跳ね返ってくる。個々人は、自分のファンドがどのように

運用実績を上げているか、常にチェックを怠るわけには行かない。オーストラリア人たちは、金融市場で何が起きていて、それが自分のスーパー G 口座にとって何を意味するのかを意識せざるを得ないのである。そうしなければ、自分の老後が危ないのである。これは日本人たちのように社会保険庁に全てを任せて保険料を払い、老後に給付を受けるだけの関係とは基本的に異なる状況である。一方は常に緊張していなければならない制度であり、もう一方は政府任せの気楽な制度であるといえよう。どちらを良いとするかは人により異なるだろうが、オーストラリア人たちにとっては選択の余地のない問題である。

オーストラリア経済は、伝統的に貯蓄過小の経済であった。国内の資金需要を国内資金でまかない切ることができず、常に国外からの資金を必要とする構造を持っていた。スーパー G 制度の成長とともに、この構造には根本的な変化が起きそうである。それぞれの労働者の賃金の 9% が、税制上の特別措置のもとに毎年「貯蓄」されていく。スーパー G が始まってから未だ 15 年にしかならないが、スーパー G 口座の残高合計は、今後ますます増大していくことが確実である。オーストラリア経済のフローとしての貯蓄は、スーパー G に資金が入っていくことによって、オーストラリアの投資資金不足を大きく緩和するものと考えられる。また、ストックとしての残高増大は、スーパー・ファンドが直接、間接の金融市場における影響力を拡大していくだろう。オーストラリアの金融市場は、根本のところできく変化しているということである。これらの変化は、時間とともに更

に進行するであろう。スーパー G は、オーストラリア社会、オーストラリア経済を変えつつある。

参考文献

- Australian Bureau of Statistics (2000) "Superannuation Australia: Coverage and Financial Characteristics", ABS No. 6360.0 April to June, 2000
- Australian Treasury (2004) "Australian Demographic Challenges", February 2004, the Treasury
- Association of Superannuation Funds of Australia (2004) "Intergenerational Modeling for Australian Families", ASFA Research Centre, Sydney
- Bateman H (2002) "Retirement Income Strategy in Australia" *Economic Analysis and Policy*, Vol 32 (1), 49-70
- Bateman H (2004) "Retirement Incomes in Australia", Department of Families and Community Services lecture series
- Blake D (2000) "Does it Matter What Type of Pension System You Have?" *Economic Journal* 110: 46-81
- Dabscheck B (1989) "Australian Industrial Relations in the 1980's" Oxford University Press
- Disney R and P Johnson (2001) "Pension Systems and Retirement Incomes Across OECD Countries", Edward Edgar Publishing, UK
- Holzman R and J Stiglitz (2001) "New Ideas about Old Age Security: Towards Sustainable Pension Systems in the 21st Century", World Bank
- Kotlikof L J (1996) "Privatising Social Security at Home and Abroad", *American Economic Review*, 86 368-72
- World Bank (1994) "Averting the Old Age Crisis: Policies to Protect the Old and Promote Growth" Oxford University Press